



▼下水道事業会計補正予算
(第1号)
令和8年4月1日付けの人事異動等に伴う職員給料等の増額により、収益的支出を423万7千円追加して総額を5億8983万7千円とするもので原案のとおり可決されました。

補正予算

▼令和8年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について(令和8年4月1日専決処分)
子ども・子育て支援金制度創設により歳入歳出それぞれ522万円を追加し、予算の総額を8億4915万9千円とするもので原案のとおり承認されました。

議会中継の視聴方法について

議会開会中は、次の2通りの方法でご自宅でライブ中継を視聴できます。

(1) ご自宅のテレビから



地上デジタル放送
11チャンネル
あびらチャンネル
で視聴できます。

あびらチャンネルは
安平町内限定のエリア放送です

(2) インターネットから(安平町ホームページから)



- ①安平町のホームページ最上段にある「行政組織・議会」から
- ②次の画面に進み、画面下方の「議会・選挙」の欄の「議会中継システム」を選んでください

※スマートフォンから視聴する場合(表示が異なります)



画面の最上段にあるこの部分を押しすと上記と同じ「行政組織・議会」が出ます

令和7年度 安平町議会議長の交際費の執行状況

(単位:円)

支出月	支出日	支出内容	支出金額
10月	10月10日	若草地蔵尊交通安全祈願祭の奉献酒(9/30)	1,900
	10月24日	東京あびら会総会会費(11/7)	5,000
	10月31日	青森県五戸町議会視察来町に伴うお茶代(10/22)	1,650
11月	11月25日	福岡県朝倉市議会視察来町に伴うお茶代(11/14)	1,650
12月		支出なし	0
1月	1月23日	安平町交通安全祈願祭の奉献酒(1/10)	2,376
	1月30日	令和8年安平町商工会新年交礼会祝酒(1/16)	2,376
2月	2月20日	早来パークゴルフ協会創立30周年記念式典祝酒(2/8)	2,376
3月		支出なし	
令和7年度(10月~3月)合計			17,328
※令和7年度(4月~9月)合計			28,025
令和7年度合計			45,353

※令和7年度(4月~9月)の内訳は議会だより第78号にてお知らせしておりますので合わせてご覧ください。

骨格予算となる 令和8年度 各会計予算を可決！

令和8年

第2回

定例会

3月5日～10日

3月5日から10日までの4日間（土曜・日曜日は休会）にわたり開催した第2回定例会では、専決処分事項の報告1件と専決処分事項の承認1件、全6会計の補正予算、計画の策定1件、条例の制定2件に条例の一部改正が4件、指定管理者の指定3件、財産の無償貸付けと水道・下水道未処分利益剰余金の処分についてそれぞれ審議を行い、一般質問では4名の議員が8件の質問を行いました。骨格予算となる令和8年度各会計予算については原案どおり可決し、2件の意見書案も可決し閉会しました。

審議した案件

専決処分事項の報告

▼早来学園冷房設備改修機械設備工事請負契約の変更について

契約の金額を、6160万円から5995万円に変更するもの。

主な変更内容は、ドレン配管ルート変更による配管数量等の変更及び浸透枘の中止、計装線、集中コントロール配線ルートの変更によるケーブル数量を変更、この他に室外機目隠しカバーの仕様及び数量を10か所から8か所に変更したことにより契約金額が減額したものの。

専決処分事項の承認

▼一般会計補正予算について（令和8年1月23日専決処分）（第8号）

1月23日解散、1月27日公示日、2月8日投開票に決定した第51回衆議院議員総選挙に要する経費のため必要となる準備を速やかに進める必要が生じたことに対応するもので原案のとおり承認されました。

歳出

○総務費

・衆議院議員選挙費

1357万8千円増

歳入

○国庫支出金

・衆議院議員選挙委託金

1357万8千円増

補正予算

▼一般会計補正予算（第9号）

（第9号）

企業版ふるさと納税基金の積立金の増額ほか、歳入歳出ともに各種事務事業費の確定及び決算見込みによ

り歳入歳出それぞれ2億2076万円を減額し、予算の総額を87億4292万1千円とするもので原案のとおり可決しました。

歳出の主なもの

（100万円以上）

○議会費

・議員報酬等

385万9千円減

○総務費

・雇用対策事業

173万円減

・その他一般管理経費

140万9千円減

・総合行政ネットワークシステム

177万7千円減

・戸籍情報システム改修事業

402万4千円減

・広報事務経費

159万6千円減

・庁舎管理経費

111万8千円減

・町有施設管理経費

1229万1千円減

・地域公共交通対策事業

279万2千円減

・まちづくりファンド基金積立金

・201万6千円増

・定住促進事業

・2221万4千円減

・まちづくり基金積立金

・3747万3千円増

・産業づくり基金積立金

・765万1千円増

・ひとづくり基金積立金

・584万円増

・企業版ふるさと納税基金積立金

・2710万円増

・指定統計調査事務経費

・231万8千円減

○民生費

・社会福祉事務経費

・361万3千円減

・定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業

・1614万8千円減

・広域入所経費

・148万7千円減

・認定こども園等運営経費

・1959万8千円増

○衛生費

・地域保健推進経費

・146万3千円減

・健康診査事業

・624万円減

・予防接種事業

・325万1千円減

・新型コロナウイルスワクチン接種対策事業

・651万2千円減

・母子保健事業

・1132万6千円減

・斎場・墓地管理経費

・257万8千円減

・安平・厚真行政事務組合経費

・681万5千円減

・瑞穂ダム管理経費

・502万8千円増

○商工費

・商工振興事業経費

・357万9千円減

・安平町商工会補助金

・220万8千円減

○土木費

・町道補修事業

・107万8千円減

・町道整備事業

・1億3660万円減

・町内公園管理経費

・166万6千円減

・公営住宅管理経費

・222万7千円増

・住宅リフォーム助成事業

・136万8千円減

・社会教育団体等補助金

・151万円減

○給与費

・職員等人件費

・1605万6千円減

歳入の主なもの

（100万円以上）

○地方交付税

・普通交付税

・1億3276万6千円増

○使用料及び手数料

・ぬくもりセンター使用料

・114万5千円増

・単身高齢者生活共同施設使用料

・112万3千円減

○国庫支出金

・子どものための教育・保育給付費負担金

・456万9千円増

・社会資本整備総合交付金（道路橋りょう修繕事業費補助金）

・180万円増

・社会資本整備総合交付金（道路整備費補助金）

・1億1250万円減

・社会資本整備総合補助金（住宅費補助金）

・1195万6千円減

○道支出金

・地域づくり総合交付金（民生費道補助金）

・133万4千円増

・農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金

・448万5千円増

・町有林造林事業補助金

・703万2千円減

・住まいのゼロカーボン化推進事業補助金

・136万3千円減

・地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金

・774万6千円減

・地域づくり総合交付金（商工費道補助金）

・680万円増

業経費

・2490万5千円増

・しょうがい者自立支援事業経費

・2680万円減

・農業振興資金貸付事業経費

・118万5千円減

・農林水産業費

・118万5千円減

・農業委員会経費

・118万5千円減

・水道事業会計繰出金

・485万2千円増

○農林水産業費

・農林水産業費

・1341万5千円減

・地域おこし協力隊活用事業

・125万6千円減

・しょうがい者自立支援事業経費

・2490万5千円増

○財産収入

・町有地貸付収入

120万9千円増

・立木売却収入

328万3千円増

○寄付金

・指定寄付金

4915万4千円増

○繰入金

・財政調整基金繰入金

2億1069万6千円減

・まちづくり基金繰入金

2534万7千円減

・ひとづくり基金繰入金

273万3千円減

・ふれあい基金繰入金

788万8千円減

・農業振興基金繰入金

2680万円減

○諸収入

・後期高齢者受託事業収入

207万円増

○町債

・デジタル活用推進事業債

1330万円増

・農林水産業債

200万円増

◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

国民健康保険税の増額及び決算見込みにより、歳入歳出それぞれ598万7千円を追加し、予算の総額を8億8695万8千円とするもので原案のとおり可決しました。

◇後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

保険料収入の増額等により歳入歳出それぞれ608万8千円を増加し、予算の総額を1億7038万7千円とするもので原案のとおり可決しました。

◇介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

保険事業勘定
保険給付費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ3245万6千円を減額し、予算の総額を10億8929万1千円とするもの。

・介護サービス事業勘定
介護予防計画作成事業委託料の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ51万8千円を減額し、予算の総額を

1021万9千円とするもので原案のとおり可決しました。

◇水道事業会計補正予算(第5号)

水道事業費の確定等により、収益的収入を538万8千円追加して総額を3億9049万4千円に、収益的支出を1056万3千円減額して総額を3億7928万5千円とするもの。また、資本的収入を86万4千円減額して総額を4701万6千円に、資本的支出を461万8千円減額して総額を1億2538万2千円とするもので原案のとおり可決しました。

◇下水道事業会計補正予算(第6号)

国庫補助金等の確定により、収益的収入を321万6千円減額して総額を6億5061万5千円に、収益的支出を2441万円減額して総額を6億3661万5千円とするもの。また、資本的収入を2861万円減額して総額を4億396

1万4千円に、資本的支出を3222万4千円減額して総額を4億5706万2千円とするもので原案のとおり可決しました。

計画の策定

1件の計画の策定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の指定を受け市町村計画を策定していたが、現計画の期間が終了することに伴い、令和8年度から12年度までの5か年計画を策定するもの。

条例の制定

2件の条例の制定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の制定について
令和8年度から乳児等通園支援事業が全国自治体で本格実施されることから、児童福祉法に基づき新たに事業者が事業を立ち上げる際の「認可の基準」を定めるもの。

▼安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
令和8年度から乳児等通園支援事業が全国自治体で本格実施されることから、子ども・子育て支援法に基づき新たに認可を受けた事業者が町から給付費を受け定めるための「確認の基準」を定めるもの。

条例の一部改正

5件の条例の一部改正について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について

新たに「安平町企業版ふるさと納税基金」を設置することで翌年度以降の事業にも充てることが可能となり、地域再生計画に記載された事業の推進に資することを目的として、企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営に必要な事項定めるための条例を改正するもの。

▼安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これまで有償ボランティアとして謝礼で対応してきた学校運営協議会委員について、令和8年度から地域学校協働本部の設立準備が本格化することにより、経営方針を審議する役割と責任がより一層明確化されることから、報酬支給の対象とするため、この条例を改正するもの。

▼安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険制度の運営が広域化されたことで、運営主体となった北海道が国民健康保険税の賦課方式を全道で所得割・均等割・平等割の3方式に統一することになったため、令和8年度から北海道に合わせて町の賦課方式を資産割を含む4方式から3方式に改正するもの。

▼安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について

燃料費、電気料の高騰に加え、施設修繕費、人件費の上昇を受け利用料金を改定するもの。

▼安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げに伴い介護保険第1号被保険者の保険料が増額になる現象が発生し、介護保険法第142条に定める「特別な理由」に該当となるよう保険料減免を実施するため、条例を改正するもの。

指定管理者の指定

3件の指定管理者の指定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定について

指定期間満了に伴い指定管理者を指定するもの。

・施設の名称
安平町米麦乾燥調製施設
・指定管理者

①名称
とまこまい広域農業
協同組合

②所在地
勇払郡厚真町
錦町10番地2

③代表者
代表理事組合長
堀 弘幸

・指定の期間
令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで

▼安平町野菜共同集出荷場の指定管理者の指定について

管理者を指定するもの。

・施設の名称
安平町野菜共同集出荷場
・指定管理者

①名称
とまこまい広域農業
協同組合

②所在地
勇払郡厚真町
錦町10番地2

③代表者
代表理事組合長
堀 弘幸

・指定の期間
令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで

▼安平町児童館の指定管理者の指定について

指定期間満了に伴い指定管理者を指定するもの。

・施設の名称
安平町早来児童センター
どんぐり

①名称
学校法人リズム学園
②所在地
恵庭市大町
4丁目1番地11

③代表者
理事長 押見 俊哉

・指定の期間
令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで

財産の無償貸付

財産の無償貸付について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼早来地区児童福祉複合施設等の敷地及び建物の一部

・財産の種類
行政財産（土地・建物）
・財産の所在、面積等
所在 安平町早来大町
156番地33

〔土地〕
・地目 宅地
・面積 384.69. 1㎡
のうち園舎、園庭、
駐車場等 95.8

〔建物〕
・名称 児童福祉複合施設
・面積 床面積171.5. 31㎡のうち13

・面積 85.082㎡

・目的

公私連携幼保連携型認定
こども園運営のため

・相手方

恵庭市大町

4丁目1番地11号

学校法人 リズム学園

理事長 押見 俊哉

・貸付期間

令和8年4月1日から

令和13年3月31日まで

剰余金の処分

2件の剰余金の処分について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼令和7年度水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和6年度決算において
確定した安平町水道事業会
計未処分利益剰余金2億
7113万8383円のうち、
純利益となった593
6万7874円を企業債の
償還金に充てることを目的
とする減債積立金へ積み立
てるもの。

▼令和7年度下水道事業会
計未処分利益剰余金の処分
について

令和6年度決算において
確定した安平町下水道事業
会計未処分利益剰余金1
億1138万1604円の中
うち、繰越可能限度額の9
569万6132円を企業
債の償還金に充てることを
目的とする減債積立金へ積
み立てるもの。

新年度予算

令和8年度一般会計及び
3事業特別会計、水道事業
会計、下水道事業会計は、
今年が町長の改選期に当た
り骨格予算(※)となるこ
とから、例年のように予算
審査特別委員会は設置せず
、本会議において慎重に審査
を行いました。
(各会計の予算額及び前年
度との対比は下の表のお
りです)



※用語解説
◆骨格予算

任期満了となる町長が、
自己の判断による政策的予
算を当初予算に計上せず、
年間の義務的経費や継続事
業費程度を計上する予算の
こと。

なお、一般的にその年度
の政策的な予算は6月の定
例議会で町政執行方針と
もに補正予算として議案に
提案される。

◇一般会計予算

原案のとおり可決されま
した。

◇特別事業会計予算

3つの特別事業会計は、
それぞれ原案のとおり可決
されました。

○国民健康保険事業

○後期高齢者医療事業

○介護保険事業

◇公営企業会計予算

2つの企業会計は原案の
とおり可決されました。

○水道事業会計

○下水道事業会計

令和8年度 各会計歳入歳出予算額

(単位：千円)

会計区分		令和8年度	令和7年度	比較増減	前年度対比
一	一般会計	9,048,133	8,529,856	518,277	6.1%
会 特 別 計	国民健康保険事業	843,939	879,046	▲ 35,107	▲ 4.0%
	後期高齢者医療事業	216,607	165,732	50,875	30.7%
	介護保険事業	944,560	932,652	11,908	1.3%
合 計	11,053,239	10,507,286	545,953	5.2%	
公営企業会計		令和8年度	令和7年度	比較増減	前年度対比
会 水 道 事 業 計	収益的収入	390,086	384,765	5,321	1.4%
	収益的支出	367,716	383,883	▲ 16,167	▲ 4.2%
	収益的収支差引額	22,370	882	21,488	2436.3%
	資本的収入	97,181	47,880	49,301	103.0%
	資本的支出	178,081	128,304	49,777	38.8%
	資本的収支差引額	▲ 80,900	▲ 80,424	▲ 476	0.6%
会 下 水 道 事 業 計	収益的収入	574,770	652,499	▲ 77,729	▲ 11.9%
	収益的支出	585,600	657,411	▲ 71,811	▲ 10.9%
	収益的収支差引額	▲ 10,830	▲ 4,912	▲ 5,918	120.5%
	資本的収入	462,596	468,224	▲ 5,628	▲ 1.2%
	資本的支出	487,176	488,654	▲ 1,478	▲ 0.3%
	資本的収支差引額	▲ 24,580	▲ 20,430	▲ 4,150	20.3%